

主な改正の概要（令和5年9月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 29.39 項	アルカロイド	第 2939.72 号及び第 2939.79 号には、植物由来のアルカロイド及びその誘導体並びにそれらの塩を含むこと、それらと同一の構造のものであれば、動物や菌類等の植物以外から単離されたものであっても、同号に含まれることを明確化。
第 32.04 項	蛍光を発する物質	第 32.04 項には、医用画像に使用される同項の染料を化学的に変性した蛍光を発する物質を含むが、同項に該当する蛍光を発する物質と抗体又は抗体フラグメントとの複合体、患者に投与する診断用試薬で蛍光を発するものは第 32.04 項には含まれず、それぞれ第 30 類の各項に含むことを明確化。
第 44 類	熱帯産木材の名称	関税率表解説第 44 類の付表（熱帯産木材の名称）が、第 44.14 項、第 44.18 項、第 44.19 項及び第 44.20 項の各号に規定される「熱帯産木材」にも適用されるよう改正。
第 44.03 項 第 44.07 項	木材	端をとがらせた木製のくいの分類を明確化。
第 84.11 項	ガスタービン	第 84.11 項に規定されるガスタービンは、ガスタービンエンジンの構成部品としてのタービンではなく、ガスタービンエンジンを意味していることを明確化。 ※国際分類例規第 8411.81 号「ヘリコプター用のターボシャフトエンジン」参照。

主な改正の概要（令和5年9月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 0304.44 号 第 0304.71 号	アトランティックコッドのフィレ（冷蔵又は冷凍したもの）	乾燥した後に水戻ししたアトランティックコッドのフィレは、提示の状態に基づき、冷蔵したたら科の魚のフィレとして第 0304.44 号又は冷凍したコッドのフィレとして第 0304.71 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2202.99 号	食餌補助剤（液状）	水、砂糖、カルシウム、マグネシウム等から成る直接飲用に供する液状の物品について、飲料として第 2202.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3208.10 号	ポリエステルプライマーペイント	コイルコーティングラインで金属表面に塗布するベースとして使用されるもので、有機溶剤に樹脂、顔料等を溶かした調製品について、ポリエステルをもととしたペイントとして第 3208.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3926.90 号	長方形のバランスブロック	丸い端と角を有する長方形のバランスブロックについて、第 39 類注 10 を満たさないことから、第 39.21 項ではなく、その他のプラスチック製品として第 3926.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 5603.14 号	テーブルクロス	不織布で裏張りした多泡性ではないプラスチックシート（ロール状又は長方形）について、不織布として、第 5603.14 号に分類（通則 1（第 56 類注 3）及び 6）。
第 6904.10 号	上張り用のれんが	幅 92 mm、高さ 57 mm、奥行 194 mmの上張り用のれんがについて、建設用れんがとして第 6904.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 6907.21 号 第 6907.22 号 第 6907.23 号	薄型化粧れんが	幅 25 mm又は 13mm、高さ 57 mm、奥行 194 mmの薄型化粧れんがについて、壁用のタイルとして第 69.07 項の各号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8411.81 号	ターボシャフトエンジン	出力 1,600 キロワットのターボシャフトエンジンについて、その他のガスタービンとして第 8411.81 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8419.81 号	コーヒーパーコレーター	45 杯のコーヒーを抽出できるパーコレーターについて、取扱説明書に家庭用と記載があるものを含め、食品の調理用の機器として第 8419.81 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8430.69 号	液圧式ハンマー	エキスカベーターに取り付けて岩石の破壊等に使用される液圧式ハンマーについて、第 8430.39 号の削岩機や第 8430.49 号の掘削用の機械ではなく、その他の機械として第 8430.69 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8471.41 号	対話会議端末	アプリケーションのダウンロード及び実行が可能で、

主な改正の概要（令和5年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		中央処理装置と入出力装置が収納された会議端末について、その他の自動データ処理機械として第 8471.41 号に分類（通則 1（第 84 類注 6（A））及び 6）。
第 8479.89 号	自走式整氷機	アイスリンクの表面を平滑にする自走式の整氷機について、その他の機械類として第 8479.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8516.10 号	温水器	太陽熱と電気との二つのシステムを備えた温水器で、提示の際に電気で加熱するために必要なコイルを含まないものについて、電気式の温水器として第 8516.10 号に分類（通則 1、2（a）及び 6）。
第 8543.20 号	セシウム原子時計	セシウム原子時計について、信号発生器として第 8543.20 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8704.60 号	電動機を搭載した四輪車両	電動機を搭載し、後部に荷台を有する低速走行の四輪車両について、第 8704.60 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9401.79 号	固定式又は可動式の観覧席	地面に置いて使用するよう設計した固定式又は可動式の観覧席について、金属製フレームのその他の腰掛けとして第 9401.79 号に分類（通則 1（第 15 部注 1（k））及び第 94 類注 2）及び 6）。
第 9405.42 号	ストリップ型ライト	HS2017 で電気式のその他の照明器具として第 9405.40 号に分類されていたストリップ型ライトについて、HS2022 においては第 9405.42 号に分類（通則 1 及び 6）。